

UNCITRAL における審議の状況

平成14年5月27日

本年3月のUNCITRAL仲裁作業部会でまとめた「仲裁合意の書面要件」に関する第7条および「仲裁廷による暫定的保全措置」に関する第17条関連の最新の条文案は、以下のとおりである。

第7条 仲裁合意の定義及び形式

- (1) 「仲裁合意」とは、契約に基づくか否かを問わず、一定の法律関係につき、当事者間ですでに生じたか又は生じうる、すべての又は一定の紛争を仲裁に付託する旨の当事者間の合意をいう。仲裁合意は、契約中の仲裁条項又は別個の合意のいずれのかたちによってもすることができる。
- (2) 仲裁合意は、書面によらなければならない。「書面」は、合意の記録を提供する形式又は後の参照に供しうるアクセス可能なすべての形式を意味し、データメッセージを含むがこれに限られない。
- (3) 「データメッセージ」とは、電子データ交換(EDI)、電子メール、電報、テレックス、テレコピーその他の電子的、光学的又は類似の手段によって、生成され、送信され、受信され、又は保存された情報をいう。
- (4) さらに、双方の当事者が請求および防御を記載した書面を交換し、そこに一方による仲裁合意の存在の主張と相手方による仲裁合意の存在を否認しない応答が含まれている場合は、その仲裁合意は書面によるものとする。
- (5) 疑義の回避のため、契約又は独立した仲裁合意において仲裁条項を含む書面を引用したときは、当該条項がその契約又はその独立した仲裁合意の一部となるような引用である限り、その契約又はその独立した仲裁合意が口頭、行為又はその他の書面以外の手段により締結された場合であっても、書面による仲裁合意となるものとする。この場合には、その仲裁条項を含む書面は、第35条の適用においても、仲裁合意の一部となるものとする。

<注>

- 1 (1)項は、現在のモデル法7条(1)項と同じである。
- 2 (2)項は、本年3月の作業部会で従来の文言を若干整理したものである。(3)項とあわせて電子商取引への対応を意図しているとともに、(4)項以下の前提となっている。
- 3 (4)項は、従来の(5)項を繰り上げたものである。内容は、現在のモデル法7条(2)項の第2文に含まれている内容と同旨である。
- 4 (5)項は、従来の(4)項、(6)項、(7)項を統合して、文言および内容を整理したものである。

第17条 暫定的保全措置を命じる仲裁廷の権能

- (1) 当事者に別段の合意のない限り、仲裁廷は、当事者の申立てにより、いかなる当事者に対しても必要と認める暫定措置をとることを命じることができる。

第1案

- (2) 暫定措置を求める当事者は、以下を[show][demonstrate][prove][establish]しなければならない。

第2案

(2) 仲裁廷は、以下の要件が充たされた場合にのみ、暫定措置を発ししなければならない。

第3案

(2) 暫定措置は、次の場合にのみ命ずることができる。

第1案

(a) 申し立てられた措置に[緊急の]必要があること。

第2案

(a) 申し立てられた措置が、当該事件の特定の状況にとって必要であること。

(b) 暫定措置が命じられなければ回復しがたい害が生じ[生じる可能性があり]、その害が当該措置が命じられた場合において相手方に[生じる][生じる可能性がある]害よりも実質的に重い結果をもたらすこと。[及び][又は]

(c) 当該措置の申立人が、[紛争][潜在的な事件]の本案において勝訴する実質的な見込みがあること。

(3) 仲裁廷は、当該措置に関し、いかなる当事者に対しても適切な担保を立てることを要求することができる。

(4) 暫定保全措置とは、[仲裁判断の形式又はその他の形式によるかにかかわらず、]紛争が終局的に決定される仲裁判断の発令がされるまでの間に仲裁廷により命ぜられるあらゆる一時的な措置をいう。この条において、暫定措置には、次を含む。

第1案

(a) 争点に関する決定まで現状を維持するための措置

(b) 仲裁判断が満足され得る資産を確保する予備的手段を提供する措置

(c) 現在の又は切迫した将来の害を予防するために被告の行為を抑止する措置

第2案

(a) 不利益、損失又は損害を回避し、又は最小化する措置

(b) 後の仲裁判断の執行を容易にする措置

(5) 仲裁廷は、暫定措置が効果的であることを確保するのに必要な場合において、[当該措置が向けられた当事者に対する通知なしに][当該措置が向けられた当事者が応答する機会を得る前に][...]日を超えない期間の]措置を認めることができる。ただし、次のいずれの条件も満たすときに限る。

(a) 当該措置が効果的であることを確保するため必要であること。

(b) 当該措置の申立人がその措置に関し適切な担保を立てること。

(c) 当該措置の申立人がその措置の緊急の必要性を立証することができること。

(d) [当該措置に公平を考慮して優越が認められること。]

[(6) 前項により措置が向けられた当事者は、できるだけ早く実行可能な時に、措置の告知を受け、意見を聴かれる機会を与えられなければならない。]

(7) 第5項により認められる措置は、その措置が向けられた当事者が通知を受け、答弁する機会を与えられた後、延長し、又は修正することができる。

[(8) 暫定保全措置は、[当事者の申立てにより、]第2項に掲げる事情について措置の発令の後変更があったときは、修正し、又は終了することができる。]

[(9) 暫定保全措置の発令を求めた当事者は、申立ての時以降、第2項に掲げる事情の相当な変更を直ちに裁判所に報告しなければならない。]

新条 暫定的保全措置の執行

- (1) 管轄権を有する裁判所は、仲裁廷の承認を受けた利害関係を有する当事者の申立てがあっても、次のときは、それが発せられた国にかかわらず、第 17 条に定める暫定保全措置の承認及び執行を拒絶しなければならない。
 - (a) 措置を申し立てられた当事者が次のいずれかについての証拠を提出したとき。
 - () [第 1 案] 第 7 条に定める仲裁合意が有効でないこと。[第 2 案] 第 7 条に定める仲裁合意が有効でないように見えること。この場合、裁判所は、[仲裁廷の管轄][仲裁合意の有効性] の問題を第 16 条の規定に従い仲裁廷による判断に委ねることができる。
 - () 暫定措置を申し立てられた相手方が、仲裁人の選任又は仲裁手続に関する適正な告知を受けていなかったこと。[この場合、裁判所は、当事者が仲裁廷の審理を受けるまで執行手続を中止することができる。]
 - () 暫定措置を申し立てられた相手方が、暫定措置に関する手続に出頭することができなかったこと。[この場合、裁判所は、当事者が仲裁廷の審理を受けるまで執行手続を中止することができる。]
 - () 仲裁廷による暫定措置の取消し、停止又は変更があったこと。
 - (b) 裁判所が、次のいずれかを認めるとき。
 - () 求められた措置が裁判所の手続法により与えられる権限に適合しないこと。ただし、裁判所が、当該措置を執行するため、その権限及び手続に適応させるのに必要な限度で、当該措置を再編する決定をしたときを除く。
 - () 当該暫定措置の承認及び執行が、その国の公序に反すること。
- (2) 管轄権を有する裁判所は、仲裁廷の承認を受けた利害関係を有する当事者の申立てがあっても、措置を申し立てられた相手方が同一又は類似の暫定措置の申立てが当該国の裁判所に対してされていることについての証拠を提出したとき（その裁判所がその申立てについて決定をしたかを問わない。）は、裁量により、それが発せられた国にかかわらず、第 17 条に定める暫定保全措置の承認及び執行を拒絶することができる。
- (3) 暫定措置の執行を求める当事者は、当該措置の取消し、停止又は変更を直ちに裁判所に報告しなければならない。
- (4) 第 1 項 (b) () における措置の再編において、裁判所は、暫定措置の実質を修正してはならない。
- (5) 第 1 項 (a) () の規定は、
 - [第 1 案] 措置を申し立てられた当事者に対し通知せずに当該措置が命ぜられたときは、適用しない。ただし、[30] 日を超えない期間において有効であり、かつ期間の満了前に当該措置の執行が求められた場合は、この限りでない。
 - [第 2 案] 措置を申し立てられた当事者に対し通知せずに当該措置が命ぜられたときは、適用しない。ただし、当該措置に関し相手方が攻撃防御をすることができるようになった後に、当該措置が仲裁廷によって確認された場合は、この限りでない。
 - [第 3 案] 仲裁廷が、裁量により、第 17 条第 2 項に掲げる事情に照らし、暫定保全措置が裁判所による執行命令措置が向けられた当事者に対する告知なしに発令された場合に限り効果的であると決定する場合には、適用しない。